

# 全圧連会報

第 57 号  
2019.8



## contents

第 8 回通常総会を開催……………	1
全圧連主要会議報告……………	5
登録コンクリート圧送基幹技能者更新講習のご案内……………	7
単協の活動紹介……………	8
新たな在留資格「特定技能」による 外国人材の受入れについて……………	9
建退共のご案内……………	14
全圧連の動き・今後の主な予定……………	15

# 第8回 通常総会を開催

## 令和元年度事業計画を承認



開会挨拶をする長谷川員典会長

令和元年5月22日(水)、東海大学校友会館(東京都千代田区・霞が関ビル35階)において、「第8回通常総会」を開催しました。

総会では、平成30年度の事業報告および同収支決算報告、また令和元年度の事業計画(案)および同収支予算(案)が原案どおり承認可決されました。

令和元年度の全圧連は、経年からの課題に継続して取り組むとともに、担い手不足を背景とした圧送施工の作業環境改善と生産性の向上、技能者の処遇向上を目指し、下記の6つを重点施策として事業を推進してまいります。



第8回通常総会の様子

## 令和元年度 重点施策

### 1. 全圧連組織の拡大・強化

働き方改革に対応するための適正な圧送料金の確保、会員・有資格者の優先施工を実現するためには、組織の拡大と組織力の強化が必要不可欠。全圧連は、未加入・未組織地域の加入・組織化に向けた活動に取り組むとともに、単協活動の充実・活性化に向けた活動を実施する。

### 2. 適正な圧送工事原価の確保

不足する若手技能者の確保と育成、ポンプ車の計画的な設備更新に加え、時間外労働の削減や週休2日制の推進などの働き方改革への対応、福利厚生の実施を図るためにも、適正な圧送工事原価を確保し、かつ維持・定着させることが必要である。全圧連は、元請や対外関係先取引適正化の実現に向けた活動を推進するとともに、業界内における働き方改革に対応した適確な原価積算と工事代金への適正な転嫁を確立するための活動を推進する。

### 3. 安全施工の推進と災害事故の撲滅

全圧連は創設以来、コンクリート圧送業界における災害事故の撲滅に向けた安全・技術教育事業を推進しているが、圧送作業における重大事故は依然として発生しており、同種の事故による繰り返しが後を絶たないことを憂慮している。重大事故の発生は、人命を失うだけでなく、企業の存続を危うくし、業界の信頼を損なうことになりかねない。

全圧連では、安全施工のより一層の推進を図るとともに、災害事故を撲滅するために、効果ある教育カリキュラムを研究・制作し活用に努めるとともに、関連業界・団体とも連携した事故撲滅活動を展開していく。

### 4. 生産性向上および作業環境・労働条件の改善

#### (1) 生産性の向上に向けた事業

わが国のコンクリート圧送業は特有のスタイルを有しており、建設技能者が減少していく将来を見据えて工法の改革が必要であると考えている。全圧連では、元請や対外関係先とも連携を図り、生産性向上に資する圧送工法の普及に向けた方策を研究していく。

**(2) 作業環境・労働条件の改善に向けた事業**

コンクリート圧送業は専門工事業の中でも厳しい作業環境を強いられており、これが若手入職者の定着を阻む大きな要因の一つとなっている。特に近年の夏期の圧送作業は過酷であり、熱中症のリスクは専門工事業の中でも最も高い業種の一つである。

また、現場の施工計画に合わせるために、早出残業などの長時間労働が常態化していることが大きな課題である。

全圧連では、元請や対外関係先とも連携を図り、業界における4週6休制、4週8休制の実現、作業環境および労働条件の改善に向けた方策を研究していく。

**5. 若手技能者等の確保・育成に向けた事業**

若手技能者の確保・定着のためには、魅力ある業種であることが重要な要件である。全圧連は、新規入職者に向けたPR策の企画検討、圧送従事者の適正賃金確保に向けた施

策を展開するとともに、外国人実習生および特定技能外国人の受入れと適正な雇用・育成に関する事業、社会保険加入促進、団体の共済事業である福祉共済制度の加入促進など、福利厚生の上に向けた事業を展開する。

**6. 有資格者の育成と技能向上、評価・活用の推進**

コンクリート圧送業における有資格者の優先起用は、組織と会員の努力により確立しつつあるものの、全国の建設現場にまで浸透したとは言い難い状況にある。

全圧連は、コンクリート圧送工事の品質確保と安全施工を重視し、各資格の取得支援と育成、技能向上に尽力するとともに、国土交通省が導入する技能者の能力評価制度・企業の施工能力の評価制度の実施団体として積極的に事業に取り組み、有資格者の配置と活用PRに継続して努めていく。

なお総会では、任期満了に伴う役員改選が行われるとともに、優秀従業員等の表彰式が行われ、続いて、「最新コンクリートポンプ圧送マニュアル」の執筆と発刊にご尽力いただいた中田善久氏（日本大学理工学部建築学科・教授）への顕彰状贈呈が行われました。本年度の新役員、および表彰を受けた方々を以下より紹介いたします。まことにおめでとうございます。

**令和元年度 全圧連表彰**

(以下 敬称略、順不同)

**■ 優秀従業員表彰 (勤続20年以上、かつコンクリート圧送施工技能士1級の方)**

増間 崇 (有)平和圧送(岩手)

**■ 特別表彰 (優秀施工者 国土交通大臣顕彰 (建設マスター) 候補者)**

加藤 栄司 (株)旭川生コンサービス(北海道)

佐々木 重光 山孝建材(株)(宮城)

井浦 之充 (株)高見澤(長野)

**■ 特別表彰 (青年優秀施工者 土地・建設産業局長顕彰 (建設ジュニアマスター) 候補者)**

上田 益生 近圧ポンプ(株)(近畿)

井戸川 義晃 栄和工業(有)(九州)

**■ 全圧連顕彰**

中田 善久 日本大学 理工学部建築学科 教授



受賞者代表挨拶を行う中田善久氏

令和1・2年度 全圧連役員

(以下 敬称略)

会 長	長谷川 員典 (東海)		
副 会 長	佐藤 隆彦 (山形)	土井 豊実 (千葉)	安井 貢 (島根)
専務理事	北口 延郎 (全圧連)		
常務理事	早水 久司 (埼玉)	田中 徹 (神奈川)	
理 事	桃木 辰成 (北海道)	浅沼 佳味 (岩手)	遠藤 光一郎 (宮城)
	成田 政典 (栃木)	里見 俊介 (群馬)	高橋 孝一 (静岡)
	河崎 慎吾 (東海)	共田 昌一 (近畿)	
	中井 正記 (近畿)	赤松 昭二 (近畿)	田中 博文 (九州)
	黒木 誠恵 (九州)	近藤 大樹 (九州)	
監 事	黒田 敦夫 (茨城)	末藤 雅宏 (東京)	沢山 良一 (員外)

第8回通常総会終了後は、日本建設機械工業会をはじめメーカー・賛助会員・業界紙の方々を招き、懇親パーティーが開催されました。懇親会での会長挨拶のほか、ご来賓の方々の挨拶をご紹介します。



全圧連 長谷川会長挨拶  
(第8回 通常総会懇親パーティー)

本日は大変忙しい中、第8回通常総会後の懇親会に、大勢の方に足をお運びいただき、誠にありがとうございます。

全圧連は昨年設立30年を迎え、今年は31年目になります。令和の新しい元号から任期である2年間で皆さまのご協力を賜りながら邁進したいと考えております。時代に見合った圧

送業の受注単価や適切な圧送量について検討を重ねて、新しい明るい未来を目指すことが我々役員の仕事であると感じております。また、働き方改革、現場の労働環境改善などに業界が一丸となるだけでなく、建専連と連携を取りながら取組みを行っていかねばならないことが多々あります。建専連の活動・事業についてもご理解・ご協力を賜りたくお願いいたします。

建設業界では過去より、担い手不足が大きな問題となっておりますが、入管法が改正され、外国人材の新しい在留資格と受入れ制度の仕組みである「特定技能」が創設され、建設業界では、特定技能を専門に取り扱う「(一社)建設技能人材機構(JAC)」という団体が設立されました。全圧連は、この団体を通して建設業界がより良い方向に向かえるようお互いに協力を図っていきます。

多くの会員企業が慢性的な人材不足の状況にあります。人手が十分でないに従業員の安全教育も不十分になりやすく、またそのような従業員が無理のある施工計画に対応せざるを得なくなるという、労働災害が発生しやすい条件が重なり、重大な災害が発生するリスクが大きくなります。忙しい中でも安全は最優先されます。無理をせずに無事故で毎日の業務に臨んでいただきたいと思います。

今年で会長になってから4年が経過いたしました。まだまだやるべきことは残っております。建専連の才賀会長とともに取り組んでまいりますので、全圧連の各事業へのご理解をお願いいたします。



**国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課  
専門工事業・建設関連業振興室長  
大井裕子様 ご挨拶(要約)**

全圧連の通常総会が無事終了し、このように盛大に懇親パーティーが開かれますこと心よりお慶び申し上げます。また、日頃より国土交行政、とりわけ建設産業行政に多大なるご協力、ご支援をいただき誠にありがとうございます。

全圧連の皆さまには、登録コンクリート圧送基幹技能者の育成や、圧送技術大会の開催など、人材育成に多大なご貢献をされていると伺っております。担い手不足が叫ばれている建設業界の中、このようなご努力を日々されていることに心から敬意を表する次第でございます。

建設業界は言うまでもなく国の基幹産業でございます。人口減少が進む中で建設産業がしっかりと生きていくためにも、担い手不足に対応する生産性向上や働き方改革が重要視されております。

令和元年は建設業界にとって非常に大きな一年となります。ご承知のとおり、4月1日より労働基準法が改正され、5日間の年次有給休暇の取得義務化に始まり、5年間の猶予はありますが労働時間の上限規制が定められます。この施策の推進にあたっては皆さまのご対応にご苦勞を掛けると存じますが、何とぞご理解・ご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

国土交通省では、担い手不足・生産性向上のために、建設業法の改正法案を国会に提出し、審議が開始されたところです。また、品確法の改正案が提出され、建設業法・品確法・入管法と三位一体となり、新たな建設産業を推進していくための一助として政策を進めていきたいと思っております。



**(一社)建設産業専門団体連合会 会長  
才賀清二郎様 ご挨拶(要約)**

本日は第8回通常総会後の懇親会が盛大に開催されますこと心よりお喜び申し上げます。長谷川会長には建専連の副会長として建専連の施策に参画していただいておりますが、ブルドーザーのように業界を牽引していただいております。

昭和が終わり、平成が終わり、過去を振り返りますと、各時代には非常に厳しい時期がありました。建設業界の中でも特に専門工事業界は、働き方改革関連施策に振り回され、平成の終わりから令和に掛けて、引きずり回されているような印象を受けています。国や元請側も含めて施策を着実に一步ずつ進めることを要望していくことで、専門工事業界も対応が可能になります。その上で、現場で働く人たちの給料を上げて、良い生活ができるような仕組みを目指すことが我々の仕事だと思っております。



**(株)名和 代表取締役  
朝比奈成樹様 ご挨拶(要約)**

日頃より、全圧連の会員企業の皆さまには大変お世話になっておりますこと、賛助会員を代表して厚く御礼申し上げます。オリンピックまであと1年に迫ってまいりました。追い込みの工事で大変お忙しくされていることと存じますが、長谷川会長のお言葉にもあるように、安全第一で事故・怪我のないよう安全作業にお努めいただきたく存じます。本日はおめでとうございます。

## 第21回理事会・代表者会議を開催

第21回理事会・代表者会議が1月16日（水）、東海大学校友会館（東京都千代田区）にて開催されました。

会議では、理事の辞任と選任について、賛助会員の入会について、特定技能外国人の受入れ制度への対応について、建設マスター等および総会表彰者の推薦について、最新コンクリートポンプ圧送マニュアルの発刊について、2019年度事業・予算案について、任期満了に伴う理事・監事定数配分について、本年度の登録基幹技能者講習・試験報告、次回理事会および通常総会の開催などについて審議が行われたほか、各単協の状況報告と意見交換が行われました。



理事会・代表者会議の様子

## 第58回経営委員会を開催

第58回経営委員会が3月6日（水）、東海大学校友会館にて開催されました。

会議では、本年度の公共工事設計労務単価と標準見積書の数値改訂について、特定技能外国人の受入れ制度開始と、受入れ事業のための新法人設立について、建設キャリアアップシステムの導入と外国人への適用について、建設技能者の能力評価制度案と企業の見える化（企業評価）の検討動向について、働き方改革に対応する基本料金制度の検討について、経営実態調査の実施と調査票内容の改訂について、全圧連福祉共済制度の加入状況と配当金について、新年度事業計画案などについて審議が行われたほか、各単協の状況報告と意見交換が行われました。



経営委員会の様子

## 第22回理事会・代表者会議を開催

第22回理事会・代表者会議が4月16日（火）、東海大学校友会館にて開催されました。

会議では、平成30年度事業報告(案)・決算報告および公益支出目的計画実施報告について、特定技能外国人の受入れ制度および新法人（建設技能人材機構）への入会・協力について、令和元年度事業計画(案)・予算(案)について、建設キャリアアップシステムおよび技能者評価・企業能力評価への対応について、総会表彰者の選考と募集について、任期満了に伴う役員の改選などについて審議が行われたほか、各単協の状況報告と意見交換が行われました。



理事会・代表者会議の様子

## 第65回技術委員会を開催

第65回技術委員会が6月25日（火）、AP品川（東京都品川区）にて開催されました。

会議では、本年度の全国統一安全・技術講習会カリキュラムの審議を兼ねた講師研修のほか、本年度事業計画について、安全講習会および特別教育の事務手続き・修了証の変更について、圧送マニュアルによる特別教育カリキュラムの作成について、特定技能1号（外国人）評価試験等への対応について、外国人技能者への教育用資料の作成について（厚労省）、建設キャリアアップシステムに伴う技能者の能力評価基準等の策定について、本年度の基幹技能者登録講習・更新講習などについて審議が行われました。

### 2019(令和元)年度 全国統一安全・技術講習会カリキュラム

本年度の全国統一・安全技術講習会は、以下の講習カリキュラムにて実施いたします。

#### ■ 伝えたい、点検の大切さ ～ブーム輸送管の破裂しやすい箇所、各輸送管ごとの破裂しやすい箇所～

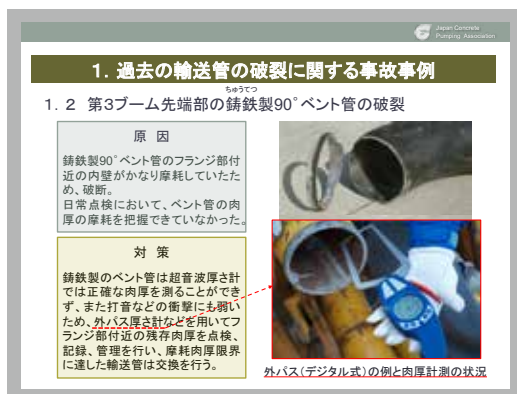
ブーム輸送管の破裂事故を防止すべく、ブーム輸送管の破裂による主要な事故事例、ブーム輸送管に関する各種アンケート調査からの分析結果、ブーム輸送管の打音と摩耗の関係等について学習します。

#### ■ 危険の見える化 飛来・落下災害防止

飛来・落下災害について学習します。

#### ■ コンクリート圧送工事における災害事故報告 2018

同類の事故防止に努めるべく、直近1年間に全圧連に報告された事故事例8件につき原因と対策を学習します。



講習資料の一例

## 第59回経営委員会を開催

第59回経営委員会が7月19日（金）、フォーポイントバイシェルトン函館（北海道函館市）にて開催されました。

会議では、本年度事業計画について、経営実態調査の中間集計状況報告について、特定技能外国人材受入れ事業の進捗状況と、訓練・試験実施に向けた課題について、外国人労働者向けの安全衛生教育教材の作成について（厚労省）、2020年版全圧連事故防止カレンダーについて、第22回若手幹部研修会の開催について、福祉共済制度の加入状況について、全圧連および圧送業のブランディング事業などに関する審議が行われたほか、各単協の状況報告と意見交換が行われました。



経営委員会の様子



## 登録コンクリート圧送基幹技能者 2019(令和元)年度 更新講習 開催日程のご案内

登録コンクリート圧送基幹技能者をはじめとする登録基幹技能者制度は、建設業法施行規則に基づく国土交通大臣認可による資格制度であり、登録基幹技能者としての知識と能力を担保するため、5年に1度の更新講習を行うことが定められています。

「登録コンクリート圧送基幹技能者講習修了証」の有効期限が、2019年度(平成31年度)の方は、本年度の更新講習を受講し、修了証の更新を行う必要があります。

本年度の更新講習の対象の方につきましては、6月上旬にご案内をお送りしておりますが、有効期限までに更新講習を終了しない場合は、登録コンクリート圧送基幹技能者の資格が失効となりますので、ご注意ください。



本年度の更新講習の対象者は、修了証の有効期限が  
**2019年度(平成31年度)**  
**2020年度(平成32年度)**の方。

### ■ 東京会場

会場：日本大学理工学部 駿河台校舎 1号館 3階 131教室（東京都千代田区）  
日時：10月5日（土）13：30～16：30

### ■ 大阪会場

会場：CMI(シーヴィ)研修センター 新大阪東 7階 E703 会議室（大阪府大阪市東淀川区）  
日時：10月12日（土）12：00～15：00

### ■ 福岡会場

会場：リファレンス駅東ビル 7階 Y-1 会議室（福岡県福岡市博多区）  
日時：10月26日（土）12：00～15：00

全面  
刷新!



# 最新 コンクリート ポンプ 圧送マニュアル

全面刷新となる『最新コンクリートポンプ圧送マニュアル』を2019年1月に発刊いたしました（井上書院 A4判・411ページ）。

全圧連正会員の皆さまは事務局までお申し込みください。

その他の方々のご購入につきましては、出版社までお問合せください。

**(株) 井上書院** <https://www.inoueshoin.co.jp>

また、アマゾン、楽天ブックス、e-hon、hontoなどの通販サイトからもご購入ができます。



## 近畿生コンクリート圧送協同組合 「第15回 圧送技術研究会」を開催

日本建築学会近畿支部 材料・施工部会と近畿生コンクリート圧送協同組合との共催による、第15回圧送技術研究会が2月26日(火)、大阪工業大学梅田キャンパスにて開催されました。

今回の研究会では、「ベント管とテーパ管の位置の違いがコンクリートの圧送性に及ぼす影響」と題し、昨年10月のフィールド実験結果を基に、以下の7つの研究報告が発表され、約210名の参加により開催されました。



### ■ 研究報告

1. 第13回 Field 実験の概要
2. コンクリートのフレッシュ性状について
3. 圧力計により測定した輸送管の管内圧力および管内圧力損失の評価
4. ひずみから推定した輸送管に生じる圧力と応力の評価
5. 振動加速度の計測による圧送性の評価
6. 圧送性評価ソフトへの対応
7. まとめ

## 東海地区コンクリート圧送有限責任事業組合

### 技術講習会「第3回 施工管理者のための圧送計画の第一歩」開催のご案内

東海地区コンクリート圧送有限責任事業組合は、元請会社の施工管理者を対象とした技術講習会「第3回 施工管理者のための圧送計画の第一歩」を下記要領にて開催いたします。

前回の第2回技術講習会では、名古屋地区のゼネコン技術者を中心に約300名の参加により開催されました。

元請会社のコンクリート施工担当者の皆さま方、全圧連会員の皆さま方の多数のご参加を賜りたく、何とぞよろしくお願ひいたします。



第2回技術講習会の様子

### ■ 開催概要

日時：2019年10月12日(土) 14:00～16:30 (受付 13:00～)  
会場：名古屋国際会議場 4階 レセプションホール  
講師：中田善久氏 (日本大学理工学部建築学科 教授)  
参加費：無料 (先着 200名・参加にはお申込みが必要です)

### ■ 講習内容

- 1部 最新コンクリートポンプ圧送マニュアルの概要      2部 圧送技能者の作業の実態

### ■ 問合せ先

東海地区コンクリート圧送有限責任事業組合 TEL 052-582-5910 <http://toukai-cpllp.jp>

# 新たな在留資格「特定技能」による 外国人材の受入れについて

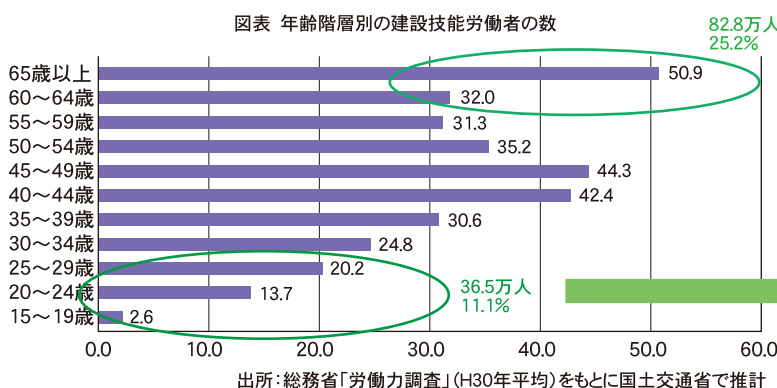
建設業に限らず、現場を支える技能労働者の著しい人手不足に対応して、先の平成 30 年の臨時国会において、入国管理・難民認定法が改正され、「特定技能 1 号・2 号」という新しい在留資格が創設されました。本稿ではこの「特定技能」について解説を行います。

## 「特定技能」創設の背景

建設技能者数のピークは 1997 年の 455 万人。最近では微増減があるものの、2017 年時点では約 328 万人まで減少しています。このうち、60 歳以上の技能者は 82.8 万人と全体の約 4 分の 1 を占めており、これから

の 10 年間でこのうちの大半の方の引退が見込まれます。一方で、これからの建設業を支える 29 歳以下の割合は 36.5 万人と約 10% 程度であり、若年入職者の確保・育成が建設業界の大きな課題になっています。

図表 年齢階層別の建設技能労働者の数



60歳以上の層が  
現技能者数の1/4を占める。  
10年以内に大半が引退。

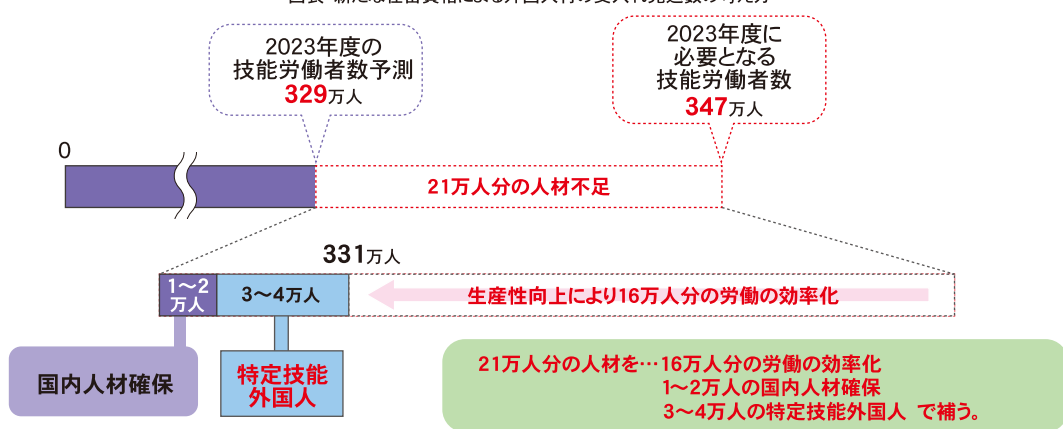
30歳未満は技能者数の約1/10

国交省は、働き方改革の進展を踏まえて 2023 年の建設業界には 347 万人の建設技能者が必要と見ておりますが、現在の就労者の年齢構成では 326 万人まで減少する見込みを立てており、2023 年時点で約 21 万人の人材が不足する見通しです。

この 21 万人の不足について国交省では、生産性向上

の取組により 16 万人分の労働の効率化を図りつつ、働き方改革や処遇改善による国内人材確保の取組により 1～2 万人の人材確保を図り、こうした取組を行ってもなお不足する 3～4 万人程度の人材について、「特定技能」外国人を受け入れることとなりました。

図表 新たな在留資格による外国人材の受入れ見込数の考え方



## 「技能実習」と「特定技能」の違い

### 技能レベルの違い

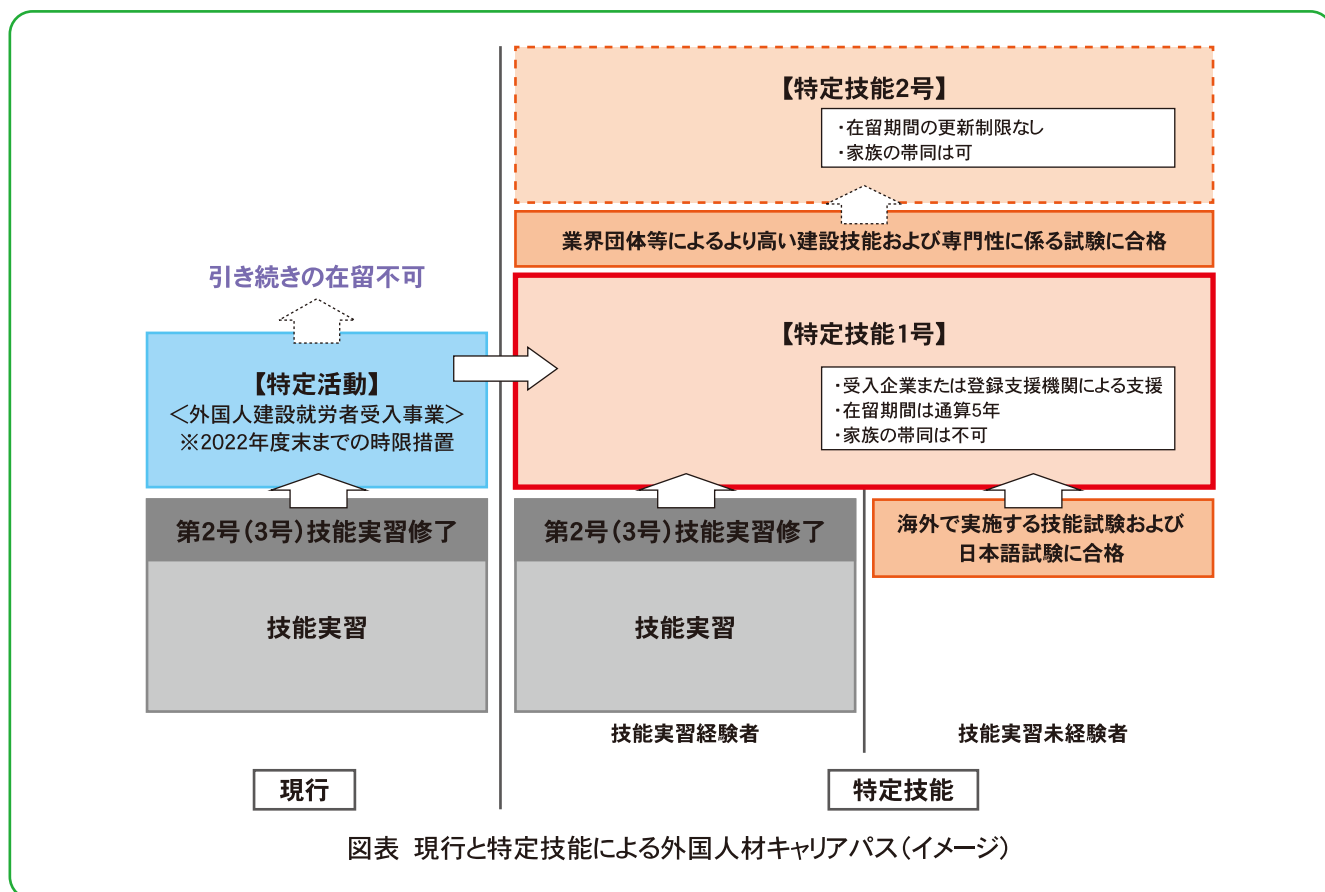
**技能実習**制度の趣旨は、日本での技能実習を通じた発展途上国への技能移転であり、入国時には技能を有さずとも、技能実習1号では基礎級相当の技能、技能実習2号では3級相当の技能、技能実習3号では2級相当の技能を身につければよいことになります。このように技能実習は、**技能を習得するのは入国後**になります。

**特定技能**では、1号特定技能外国人は、すでに**技能検定3級相当の技能を有し**、かつ、**日本語能力試験N4以上の能力**を有する**即戦力的な人材**であるとされています。

### 在留期間の違い

**技能実習**では、技能実習1号修了で1年、2号修了までで3年、3号修了までで5年、さらに外国人建設就労者（在留資格：特定活動）としての在留で2～3年まで在留が認められます。

**特定技能**では、技能実習を経て特定技能に移行する場合は、技能実習2号もしくは3号の修了後、**5年間**働くことができます。また、海外で実施する訓練・試験を経て特定技能の在留資格を得る場合も**5年間**働くことができます。その後、技能が熟練すれば**2号特定技能外国人**として在留期間の更新上限がなく働くことができます。



### 管理団体の有無

**技能実習（団体監理型）**では、海外の送り出し機関と提携関係を有する管理団体から実習生の紹介を受けて雇用する以外に方法はありませんでしたが、**特定技能**では、労働法制は日本人と同様に適用されるため、受入企業自らが直接採用することが可能になりました。なお、特定技能では「実習生の紹介を受けていた管理団体に特定技能外国人を紹介してもらう」ということが法律上できませんので注意が必要ですが、雇用した外国人への様々な支援や届出等は、これまで付き合いのあった監理団体が登録支援機関であれば委託することができます。

## 外国人の転職の自由度が向上

技能実習生の場合、実習先を変更しようとする、実習実施者である雇用先の企業、管理団体の了解を得た上で、技能実習計画の変更認可の取得など、いろいろな手続きを踏む必要があり、事実上、外国人の意思に基づく転職は難しいという実情がありました。

特定技能では、在留資格変更の手続きを踏みさえすれば、外国人の意思による転職は、**日本人と同様に制限されない**こととなります。

したがって、技能実習2号の実習を修了した後は、**外国人の意思によって他の企業に転職することも可**

能となりますので、外国人にとっては、就職機会が増えるというメリットがある一方で、雇用している企業から見ると、技能実習で育てた外国人が他に転職してしまう、引き抜かれるという懸念が生じることもあると思います。悪質な引き抜きは禁止されていますが、今回の特定技能の制度趣旨が、日本人と比較して差別的な扱いをしないという前提である以上、企業は、以前よりも増して、外国人とコミュニケーションを密にして、外国人の良好な就労環境や処遇に気を配らなければなりません。

## 建設技能人材機構(JAC)の創設

一概に建設業と言っても、多数多種の専門職種が分業で協力しながら実施する仕組みであり、職種に応じた建設業者団体も多数に分かれています。全圧連のような各職種の団体が個別に海外における候補者の訓練及び試験の実施を行うことは効率的とは言えず、そもそも有為な外国人を確保するという観点から支障をきたす恐れがあります。また、元請企業としても、今後現場で増加していく外国人に関する適正な受入れに当事者として向き合わなければなりません。

こうした状況を鑑み、建設業界自身が特定技能外国人の受入事業を行うために、2019年度から特定技能外国人受入れを行う業種の専門工事業者団体(全圧連を含む)、元請ゼネコン団体が参加して、「**一般社団法人建設技能人材機構(略称：JAC)**」が設立されました。JACでは、特定技能外国人受入れ事業実施法人として国土交通大臣の登録を受け、業界共通の規範の策定・運用、技能評価試験の実施、外国人の教育訓練、就職の斡旋、適正な受入れの確保などの共同事業を実施することになります。

図表 特定技能(建設分野)と技能実習の制度の比較

	特定技能(建設分野)	技能実習
目的	人手不足対策	国際技能移転、国際協力
対象者のレベル	即戦力となる人材・技能実習2号修了レベル (技能検定3級・日本語能力N4レベル)	見習い・未経験者
在留期間	1号:5年 2号:制限なし	1号:1年 2号:3年 3号:5年
人材紹介を行う主体	(一社)建設技能人材機構(以下「JAC」)による人材紹介(予定)が可能(義務ではない) ※有料職業紹介事業は不可	監理団体からの人材紹介を受ける義務
教育	政府間協力に基づき、入国前に、JACと提携する建設職業訓練校等による技能教育、N4レベルの日本語教育を実施(6~8カ月(想定))	原則入国後講習 日本語、生活知識等(2カ月) ※ 入国前講習を実施する場合、入国後の講習の期間の短縮あり
受入費用	JACに対する受入負担金の納入 訓練・試験コース:月2万5千円@人 試験コース:月1万5千円@人 試験免除コース(実習制度からの移行)月1万2,500円@人 ※海外での訓練・試験経費負担によっては、今後変更の可能性あり	監理団体への監理費の納入 相場は月3~6万円@人 (通常の場合、手続き・訓練・教育等に別途経費が必要)
行政手続	・国土交通大臣による受入計画認定 ・法務大臣による在留資格審査 ・地方入管局への就労状況・支援状況の届出	・法務大臣による在留資格審査 ・外国人技能実習機構の技能実習計画の認可、実習実施状況の届出
監理	適正就労監理機関による巡回指導受入れ	監理団体による訪問指導
転職	自発的な意思に基づく転職は可能	転職には、雇用先、監理団体の同意を得て、実習計画の変更等が必要であり、事実上困難

## 技能実習から特定技能へ移行するには

建設業では、特定技能外国人を受け入れられる業務および試験の区分が定められており、2019年度は、コンクリート圧送を含む12業務・11技能が対象となります。また、全圧連は前述のJACの会員であるため、全圧連の会員企業は「特定技能を活用するため、JACに加入する」という条件を満たしています。

特定技能外国人を雇い入れるためには、

- ① 自社が雇用している技能実習生等を活動修了後、引き続き雇用する
- ② 技能実習修了者または修了見込者を他社から雇用する
- ③ 帰国後の技能実習生または外国人建設就労者を呼び戻して雇用する
- ④ 海外で試験に合格した人材を新しく雇用する

という4つのパターンがありますが、ここでは会員企業の中でも多く想定される「①自社が雇用している技能実習生等を活動修了後、引き続き雇用する」について解説を行います。

### ■ 自社が雇用している技能実習生等を活動修了後、引き続き雇用する

自社で雇用している技能実習生や外国人建設就労者を引き続き雇用する場合でも、在留資格のための諸手続きが必要になります。国土交通省関係の手続きは、受入企業が申請し、地方入管局への在留資格変更申請は、原則、本人が行います。

#### <手続>

(各書類(様式)については本稿末の国土交通省HPを参照)

- 改めて雇用契約の**重要事項説明を母国語など**本人に理解できる言語で行う。  
→ **国土交通大臣告示様式第2「雇用契約に係る重要事項事前説明書」**にて行う。
- 雇用契約を締結する**。(3年の実習経験による技能習得を踏まえて昇給させることが原則)
- 在留機関満了までに在留資格変更間に合わない可能性がある場合には、地方入国管理局に対して、**つなぎの在留資格**の申請を行う。
- 建設キャリアアップシステム**に事業者登録する。
- 受入企業は、国土交通省に**受入計画の認定申請**を行い、**認定証の交付**を受ける(標準処理期間は1カ月半~2カ月)。  
→ **国土交通大臣告示様式第1「建設特定技能受入計画認定申請書」**にて行う。
- 原則、**外国人本人**が、地方出入国在留管理局に、受入企業が取得した国土交通大臣の認定証を付して、現在の在留資格(技能実習または特定活動)から、**在留資格(特定技能)への変更を申請**する(標準処理期間は2週間から1カ月)。

## 特定技能外国人に対する待遇の基本原則

特定技能外国人は、相当程度の知識または経験を有する即戦力の人材であり、技能実習生よりも高い処遇が求められます。外国人の自発的な意思に基づく転職も認められていますので、処遇や就労環境次第では、せっかく採用した外国人が転職してしまうリスクも高くなるということを常に念頭に置く必要があります。

受入企業にとっても、外国人にとっても不幸な受入れとならないよう、まず始めに頭に入れておくべき受入れの基本原則をご紹介します。

### ■ 建設キャリアアップシステム活用により「同一技能同一賃金」を徹底すること

建設キャリアアップシステムは、2019年4月から運用が開始され、5年後の2023年までにすべての建設技能者加入を目指し、国土交通省と建設業界が協力して導入を進めているシステムです。このシステムでは、同一の基準、ルールによって電子的に技能者本人の情報や日々の就業履歴を蓄積し、見える化することで技能と経験に応じた処

遇を実現するために本システムが導入されたものです。

外国人労働者を受け入れるにあたっては、技能実習生等、特定技能外国人のいずれの制度であっても、国籍の区別なく、客観的に統一基準により技能を評価し、「同一技能同一賃金」の原則を徹底しなければ、建設技能者の処遇に悪影響を与えることになります。

このため、建設キャリアアップシステムを「活用し、外国人だから安い賃金でいい、日本人なのに外国人より安い賃金はおかしい、などといった誤った認識が生じないように、建設業界として取り組んでいく必要があります。

### ■ 特定技能外国人と技能実習生の待遇は区別すること

技能実習生と特定技能外国人では、技能レベルに差がある以上、それぞれ相応の処遇を図る必要があります。外国人は賃金や手当がどの程度なのかについて情報共有を図っています。したがって、それぞれの受入企業は、なぜこの外国人がこの処遇であるのか、技能レベルや日本語の理解度など明確に説明できる基準を設け、かつ、その基準に達したら昇給することをあらかじめ理解させる必要があります。

特定技能外国人に対する賃金で参考になるのは「外国人建設就労者受入事業(特定活動)」です。外国人建設就労者は、技能実習2号以上を修了した者で、同一技能同一賃金の原則は特定技能外国人と同様です。2018年10月現在では、4,000人以上の外国人建設就労者が就労していますが、1年目で、平均的に22~23万円の月収となっていて、これに加えて手当が支払われるのが通常です。

特に、特定技能外国人は、職業選択の自由が認められていますので、適切な賃金水準で処遇しないと転職されてしまい、受入企業にとっては損失となります。

### ■ 雇用契約の重要事項は雇用主自身が明確に説明すること

失踪などの入国後のトラブルは、事前に聞いていた話と違う、という理由が最も多い原因です。国土交通大臣告示様式第2を活用して、給与総額がいくらで、税金、社会保険料など法定で徴収される額がいくらか、また、住居費や食費など、実費控除がいくらかを、雇用主自身が明確に説明することが必要です。

### ■ 社会保険加入は必須

改正入管法令によって、社会保険(雇用保険、健康保険、年金)への加入は、在留期間の制限がある外国人といえども必須です。社会保険料の本人負担分控除が正確に伝わっていないために、受け入れ後にトラブルの原因にな

ることがあるため、ご注意ください。

### ■ 従事させる業務に必要な技能教育を計画的に行うこと

特別教育や技能講習など、労働安全衛生法上必要な資格は取得させ、日本人と同様に技能研鑽を行い、在留期間中に建設キャリアアップシステムのレベル3まで取得させることを目標にしましょう(技能検定1級の合格、またはそれに準ずる試験の合格)。レベル3の技能を、在留期間の5年間で習得させることにより、2号特定技能外国人として、在留期間の制限なく活躍してもらうことが可能になります。

○建設分野における特定技能外国人の受入れに係る規定類及びQ&Aについては、国土交通省HPを参照ください。

→[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk2\\_000118.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000118.html)

○在留資格の認定証明/変更許可等の申請、登録支援機関の登録、支援計画の認定等については、法務省HPを参照ください。

→[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01\\_00127.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html)

○建設キャリアアップシステムについては(一財)建設業振興基金HPを参照ください。

→<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ccus/index.html>



特定技能1号の受入れに関する手続きや必要事項をまとめた「建設分野の外国人材受入れガイドブック2019」が、大成出版社より出版されました(定価1,600円(税別))。

購入ご希望の方は、お近くの書店やインターネット書店にお申し込みください。

大成出版社ホームページ <https://www.taisei-shuppan.co.jp>

建設業界の皆様へ

# 国が作った退職金制度、建退共に参加しませんか

福祉の増進と企業の振興のための退職金制度です

こんなに有利！

建設工場の第一線で働く優秀な人材確保にも寄与！

掛金納付年数	掛金総額	退職金額
10年	78万円	94万円
15年	117万円	157万円
20年	156万円	225万円
25年	195万円	302万円
30年	234万円	390万円
35年	273万円	489万円
40年	312万円	603万円

※退職金額は、1年につき、  
310円(1日)×21日(1ヶ月)×12月(1年)  
の掛金を納めたときの金額です。  
※1万円未満は、切捨てています。

◎法律に基づき運営される国が作った制度

◎建退共加入は「経営事項審査」で加点評価

◎国からの財政上の支援  
(国の助成により掛金の一部が免除)

特  
長

◎掛金は全額非課税  
(損金または必要経費に算入できます)

◎複数の企業間を就業しても通算して  
退職金を支給

◎加入の手続きは簡単  
(各都道府県の建退共支部で加入)

●加入できる事業主  
建設業を営む事業主

●対象となる労働者  
建設業の現場で働く方

●掛金は  
一日 310円

## 建退共に参加の事業主の皆様へ

建退共制度の利用に当たっては、下記の七点にご留意ください。

- 1 共済証紙の購入は、元請・下請を含めた対象労働者と就労日数に応じた額を金融機関から購入してください。
- 2 公共工事・民間工事を問わず共済手帳に就労日数に応じた共済証紙の貼付と消印を忘れずをお願いします。
- 3 掛金の負担は、全額事業主負担となっております。
- 4 被共済者本人に共済証紙の貼付状況を確認させてください。
- 5 共済手帳に250日分貼り終えたらすみやかに更新手続きを行ってください。
- 6 被共済者が事業所を退職したときは、必ず共済手帳をお渡しください。  
また、退職金の受給資格を有する被共済者に退職金請求のご指導をお願いします。
- 7 被共済者が事業所の代表者又は役員報酬を受けることになった場合は、継続加入することはできません。



### 独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1丁目24番1号(ニッセイ池袋ビル)  
TEL 03-6731-2866(ダイヤルイン) FAX 03-6731-2895

建退共のホームページをぜひ、ごらん下さい。

建退共

検索



全圧連の動き

2月

- 2日 第66回経営WG・第57回技術委員会WG  
合同WG会議(神奈川)
- 6日 第64回技術委員会(東京)  
(フルハーネス型安全帯使用作業特別教育)
- 16日 登録基幹技能者認定委員会⑧(東京)
- 26日 近圧協 第15回圧送技術研究会(大阪)

3月

- 6日 第58回経営委員会(東京)
- 18日 常務会⑥・建機工との連絡会議(東京)

4月

- 4日 期末会計監査(東京)
- 8日 監事会(東京)
- 16日 第22回理事会・代表者会議  
・常務会①(東京)
- 19日 第58回技術委員会WG(東京)
- 20日 登録基幹技能者認定委員会①(東京)

5月

- 22日 第8回通常総会・常務会②(東京)
- 23日 第67回経営委員会WG(東京)
- 25日 登録基幹技能者認定委員会②(東京)

6月

- 5日 第59回技術委員会WG(東京)
- 25日 第65回技術委員会(東京)

7月

- 6日 登録基幹技能者認定委員会③(東京)
- 11日 第68回経営委員会WG(東京)
- 19日 第59回経営委員会(東京)
- 23日 登録基幹技能者認定委員会幹事会(東京)
- 24日 常務会③(東京)

8月

- 9日 登録基幹技能者認定委員会④(東京)
- 24日 登録基幹技能者登録講習・試験(静岡)  
～27日

今後の主な予定

9月

- 13日 第21回事務局長会議(長野)
- 15日 登録基幹技能者認定委員会⑤(東京)
- 18日 第60回技術委員会WG(東京)
- 19日 第69回経営委員会WG(東京)

10月

- 5日 登録基幹技能者更新講習(東京)
- 7日 常務会④・建機工との連絡会議(東京)
- 12日 登録基幹技能者更新講習(大阪)
- 12日 東海LLP 技術講習会(愛知)
- 18日 第23回理事会・代表者会議(高知)
- 26日 登録基幹技能者更新講習(福岡)

11月

- 8日 第22回若手幹部研修会(北海道)  
～9日
- 14日 第61回技術委員会WG(山形)
- 15日 第66回技術委員会(山形)

単協事務局移転のお知らせ

事務局移転 (2019年3月11日より)

**近畿生コンクリート圧送協同組合**

〒550-0005 大阪市西区西本町2-3-6 山岡ビル11F TEL 06-4393-8868 FAX 06-4393-8895

事務局移転 (2019年5月1日より)

**秋田県コンクリート圧送協会**

〒016-0878 能代市字臥竜山36-14 (株)佐藤海事内 TEL 0185-55-1221 FAX 0185-55-1294

全圧連会報 第57号

発行 一般社団法人 全国コンクリート圧送事業団体連合会

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-13-5 藤野ビル7階 TEL 03-3254-0731 FAX 03-3254-0732

Email: info@zenatsuren.com URL: http://www.zenatsuren.com

